

議案第30号

財産の無償譲渡について

次の財産を無償譲渡したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

1 財産の内容

(1) 建物

| | |
|-------|--------------------|
| 施設名 | 特別養護老人ホーム しゅくがわら |
| 所在地 | 川崎市多摩区宿河原6丁目20番19号 |
| 種類 | 特別養護老人ホーム |
| 構造・規模 | 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 |
| 面積 | 3,184.05㎡ |

(2) 工作物 一式

2 不動産評価額

205,000,000円

3 相手方

岡山県総社市久米48番地の1

社会福祉法人 経山会

理事長 長野 直樹

4 条件

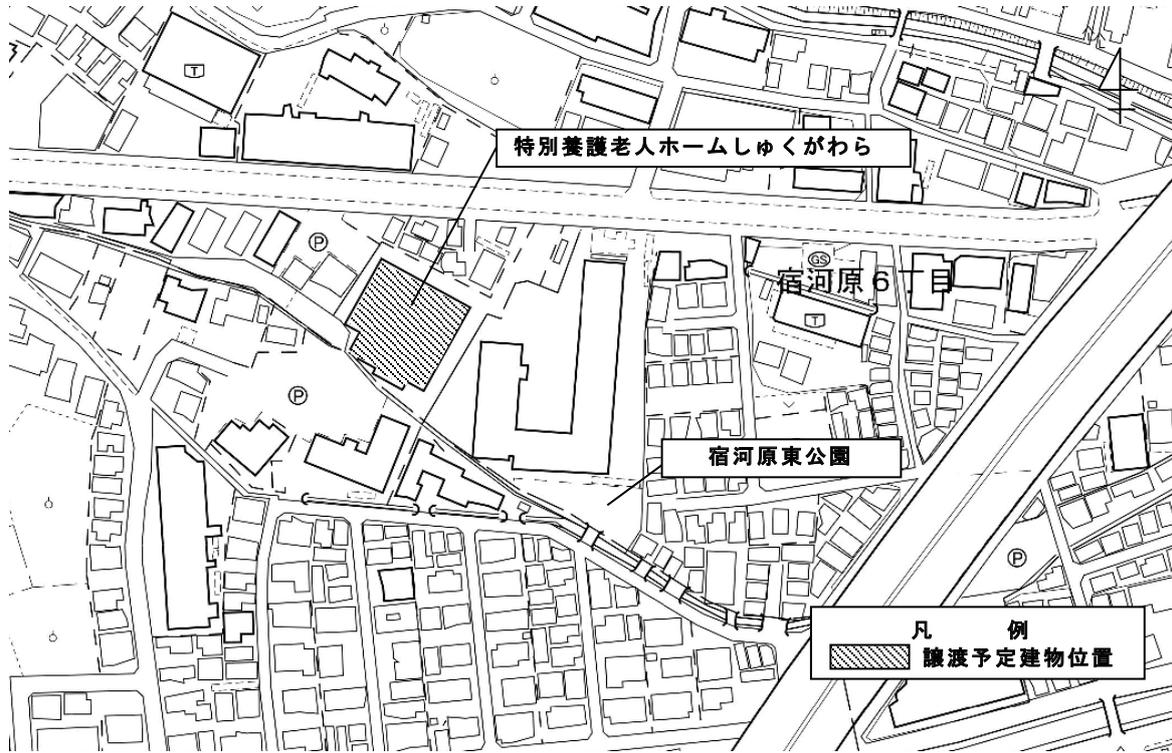
特別養護老人ホームしゅくがわらの業務を継続し、原則20年以上の運営を行うこととする。また、特別養護老人ホームしゅくがわらの利用者をそのまま引き継ぐこととし、利用者が運営法人からこれまでと同様のサービスを受けられることを条件とする。

5 譲渡の時期

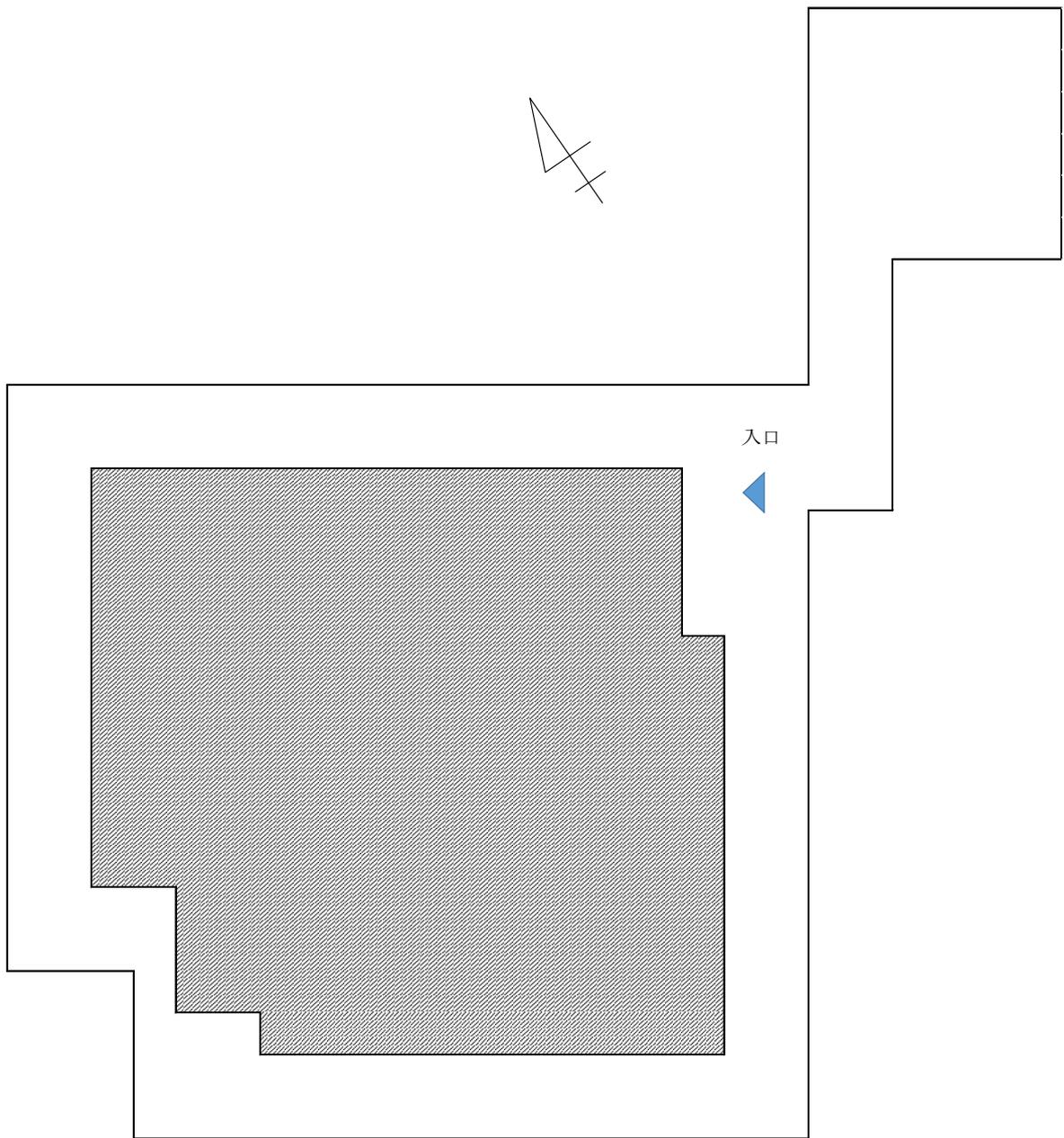
令和6年4月1日

参考資料

1 譲渡予定建物位置図



2 譲渡予定建物配置図



| 凡 例 | |
|---|--------|
|  | 譲渡予定建物 |

